

平成 30 年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ1「教育の質的転換」

(84点満点)

1. 組織運営の活性化

- ① 大学等の取組について、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価のサイクルを確立するとともに、点検・評価にあたって、学生の代表者が直接的に参画していますか。
- | | |
|---------------------|----|
| 1 全学的又は全学部等で参画している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 「点検・評価」とは、大学等の（ア）入学者選抜、（イ）カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果、（ウ）教員組織、（エ）施設・設備、（オ）社会との接続などに関して、ポリシーに照らした取組の適切性について法定の認証評価以外で自主的に点検・評価していることをいう。

本設問においては、基準時点において、学外（地域社会や産業界等）の参画を得た定期的な点検・評価のサイクルがすでに確立され、基準時点内にそれら学外者の聴取を実施していることを前提とする。

学生の代表者の直接的な参画とは、委員会や会議などに学生の代表者等が参加し、意見を聴取するものとし、メール、電話、書面等による場合は該当しない。ただし、学生への意見聴取対象は上記（ア）～（オ）に関するいずれか一部でも構わない。

基準時点： 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 地域社会や産業界等及び学生の代表者の参画がわかるもの、規程、点検・評価結果をまとめた資料、会議録等

- ② 学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築され、IR情報を利用した教育課程の適切性等についての検証を行っていますか。
- | | |
|------------|----|
| 1 検証している。 | 2点 |
| 2 検証していない。 | 0点 |

要件等： この設問における「全学的な教学マネジメントの体制」とは、次のアからオのすべてを満たすものとする。

ア 構成員として、少なくとも、以下の(1)～(3)に相当する者をすべて含むもの。

(1)学長（又は教学担当副学長に相当する職）

(2)半数以上の学部等の学部長（短期大学・高等専門学校にあっては学科長等の各学科の校務をつかさどる者）ただし、単科大学等の場合で、学部長に相当する職の

者がいないもの（または学長が学部長を兼務しているもの）は、学長の出席で可とする（全学部長の出席とみなす）。

(3) 専門的な支援スタッフ（教育課程の編成に関する全学的な方針の策定について広い見識のある者。教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない。）

イ 全学部等の教育活動を対象として活動するもの。

ウ 当該組織の目的として教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等を行う組織であることが学内規程等に記載されていること。教育課程の編成を目的としない組織は不可とする。

エ 会議資料・議事録など何らかの文書により、活動内容が客観的に確認できるもの。

オ 平成 30 年度の教育課程編成にあたり、平成 30 年 4 月 1 日までに 2 回以上の開催実績があることを前提とし、かつそのうち 1 回以上、IR 情報を利用した教育課程（カリキュラム等）の適切性等について検証を行っているもの。平成 30 年度の教育課程編成に係る内容であることが明確であれば、実施時期が遡るものも含む。

本設問でいう IR 情報とは、学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路にかかる実績及び卒業生に対する調査結果等とする。

基準時点： 平成 30 年 4 月 1 日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

③ 大学等内に IR 機能を整備したうえで、さらなる機能強化を図るための取組を行っていますか。

- | | |
|--|-----|
| 1 IRの企画や実施方法等に関する専門的な高等教育プログラムを履修した者を担当教職員に配置している。 | 2 点 |
| 2 1には該当しないが、IR担当教職員にIRの企画や実施方法等に関する研修を定期的に受講させている。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。ただし、単に入試や大学・法人の経営に関する情報の収集・分析は該当しない。

「IR機能を整備」とは、組織規程等でIR業務を行うことが定められている部署がある場合が該当する（当該部署がIR以外の業務を行っているものも含む）。なお、法人部門に整備している場合であっても、大学等における学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を行っている場合は該当する。

また、本設問においては、IRに係る情報（ア：学修時間・学修実態（学修時間・留学率等）、イ：授業評価結果（授業アンケート集計結果等）、ウ：学修成果（到達度自己評価、単位取得状況、学位取得状況、学内試験結果等）、エ：資格取得等実績（資格試験合格者数や合格率、語学試験実績等）、オ：就職等進路にかかる実績（就職率のほか、大学院進学率、起業者数等）のうち3つ以上の数値データを公表していることを前提とする。

「1」の、「専門的な高等教育プログラム」とは、国内外の高等教育機関が提供する、

IRの企画・実施方法等に関し一定期間実施する専門的な教育プログラム（例えば、IRer養成プログラム等）であり、修了証明書、履修証明書等を伴わない単発のセミナー、研修会等は該当しない。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：組織規程、組織図、職員配置表、基準時点のホームページ・ポートレート画面の写し、広報誌、修了証明、履修証明、受講証明、研修報告書等

④ 学長の裁量により、学内の教育改革、研究や社会貢献活動等の推進、学修環境の整備等に措置できる予算（いわゆる学長裁量経費等）を一定の規模で設けていますか。

- | | |
|---|----|
| 1 教育研究経費支出予算の5%以上または1,000万円以上の規模で設けている。 | 3点 |
| 2 教育研究経費支出予算の3%以上または500万円以上の規模で設けている。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：平成30年度予算（補正予算を含む）において設けていること。

あらかじめ学長裁量経費等として予算が確保されており、その支出にあたって学長の裁量で決定できるもの。学長裁量経費等の性質について、規程や学内委員会の議事録、学内通知文などから学長の裁量により配分できる旨が明確に確認できること（単に稟議書のみで決裁しているのみでは該当しない）。

根拠資料：予算書、予算積算資料、規程、議事録、通知等

⑤ 学修成果に係る自己評価に関する卒業時のアンケート調査やインタビュー等を実施していますか。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1 80%以上の回収率又は実施率で実施している。 | 3点 |
| 2 50%以上の回収率又は実施率で実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：平成29年度の学部等卒業生に対して、卒業時又は卒業予定の段階で実施したアンケート調査、インタビュー等を対象とし、平成29年度の全学部等（本設問については募集停止学部等を含む。通信教育課程は除く。）の全卒業生のうちの、アンケート回答者数（または実際にインタビュー等を実施した者の数）の割合とする。インタビューの場合、インタビュー対象者や個別の内容が確認できない場合は該当しない。

基準時点：平成29年4月1日～平成30年9月30日

根拠資料：実施要領、規程、アンケート用紙、インタビュー記録、集計したもの等

⑥ 卒業生のキャリア（就職・進学）の状況等に関する卒業後のアンケート調査やインタビュー等を実施していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 大学における教育内容やサービスの改善、教育目標の見直し、在学生が自分の進路を考えるための参考資料等に活用するため、過年度の学部等卒業生に対し、卒業後の進学や就職の状況、在学中に受けた教育内容やサービス等について良かった点や現在の仕事に活かされているかなどについてアンケート調査、インタビュー等を行っているもの。

インタビューの場合、インタビュー対象者や個別の内容が確認できない場合は該当しない。

特定の年次あるいは数か年の卒業生に対し、調査方法及び調査項目を明示した上で実施し、調査対象に対する回収状況等を把握していること。また、アンケートやインタビュー調査の結果について統計的な集計、取りまとめを実施していること。

なお、広報誌、学生パンフレット掲載を目的とした、特定の学生のみをあらかじめ指名したアンケート、インタビューは含まない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 実施要領、規程、アンケート用紙、インタビュー記録、集計したもの等

2. 教育内容・教育方法に関する取組

⑦ 学生に講義等のための事前事後学修（資料の下調べ、学生同士のディスカッション、専門家等へのヒアリング等）を促す授業を開講していますか。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 当該年度開講科目のうち 80%以上 | 4 点 |
| 2 当該年度開講科目のうち 50%以上 | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 事前事後学修に関して、平成 30 年度に使用するシラバス等において学生に対し具体的に明示（単に「テキストの予習」等ではなく「〇〇についてレポートにまとめること」等）していること。シラバス等で明示していないものは該当しない。

学部等（募集停止学部等、大学院の研究科、通信教育課程を除く。）の平成 30 年度全開講科目のうち、事前事後学修に係る具体的な内容や方法を明示しているものの割合とする。

基準時点： 平成 30 年度開講科目（ウェブシラバス等の場合：平成 30 年 9 月 30 日現在）

根拠資料： シラバス等

⑧ 以下のア～オのいずれかのアクティブ・ラーニングの要素を含む授業を開講していますか。

- ア 協定等に基づく外部機関と連携した課題解決型学習
- イ ディスカッション、ディベート
- ウ グループワーク
- エ プレゼンテーション
- オ 実習、フィールドワーク

1 当該年度開講科目のうち50%以上	4点
2 当該年度開講科目のうち30%以上	2点
3 当該年度開講科目のうち10%以上	1点
4 上記のいずれにも該当しない。	0点

要件等： ア～オに相当する内容について、平成30年度に使用するシラバス等において学生に対し明示していること。シラバス等で明示していないものは該当しない。

ア～オの複数の要素を組み合わせ実施する授業も1つとして数える。

学部等（募集停止学部等、大学院の研究科、通信教育課程を除く。）の平成30年度全開講科目のうち、ア～オを行うことを明示しているものの割合とする。

基準時点： 平成30年度開講科目（ウェブシラバス等の場合：平成30年9月30日現在）

根拠資料： シラバス等

⑨ 情報リテラシー教育に関する授業を開講していますか。

1 必修科目として開講している。	2点
2 選択科目として開講している。	1点
3 開講していない。	0点

要件等： 本設問における「情報リテラシー教育」とは、学生に対して行う情報活用能力を養成する教育であり、具体的には、情報モラルに関する教育や、課題解決のために必要な情報を探索するもの（図書館利用法・文献探索・データベース活用法等）、情報を分析評価し整理するもの（情報整理法等）、情報のアウトプットに関するもの（レポート・論文の書き方、プレゼンテーション技法等）等を指す。

教職員に対する情報リテラシー教育は含まない。

基準時点： 平成30年度開講科目（ウェブシラバス等の場合：平成30年9月30日現在）

根拠資料： シラバス等

⑩ ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援を実施していますか。

1 双方向型授業及び自主学習支援の双方を実施している。	2点
2 双方向型授業又は自主学習支援のいずれかを実施している。	1点
3 いずれも実施していない。	0点

要件等： クリッカー、タブレット端末等を活用した双方向型授業の実施の場合、その旨がシラバス等において学生に対して明示されていること。自主学習支援の場合には、単に教材の貸し出し等でなく、eラーニングなど大学等が何らかの方法で学生の学習状況（アクセス状況等を含む）を把握していること。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： シラバス、双方向型授業に関する案内文、学習支援内容がわかる資料等

⑪ 全授業科目に係る体系的・有機的連携を確保するために履修系統図の作成又はナンバリングを実施したうえで、ホームページ等で広く公表していますか。

- | | |
|------------------------|----|
| 1 全学部等で実施し、公表している。 | 3点 |
| 2 半数以上の学部等で実施し、公表している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：平成30年度の各学部等の全授業科目（一部科目について科目群等として整理している場合を含む）について実施していること。

この設問における「履修系統図」とは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示す図（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成24年8月28日中教審答申P72下段参照）であり、いわゆるカリキュラム・ツリー等をいう。単に授業科目の配当年次を示す表は、含まない。

この設問における「ナンバリング」とは、カリキュラムの体系的性を示すために、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成24年8月28日中教審答申P71参照）であり、単なる科目の管理番号は含まない。

この設問における公表は、授業科目のレベル等を対外的にも明示し、複数大学間での共通分類や他大学等との単位互換を容易にすることなどを目的としているものであり、単に学生向けに提示するのみならず、ホームページ等で広く一般に示すものとする。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：基準時点のホームページの写し等

⑫ 成績評価において全学部等でGPA制度を導入するとともに、進級判定、卒業判定、退学勧告のいずれか及び以下のア～ウの基準として用いていますか。

ア 履修上限単位数

イ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定

ウ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1 ア～ウの全てに用いるとともに、成績の分布状況を公表している。 | 4点 |
| 2 ア～ウの全てに用いている。 | 3点 |
| 3 ア～ウのうちの2つに用いている。 | 2点 |
| 4 ア～ウの1つに用いている。 | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：本設問では、GPA制度について、全学部等で導入するとともに、進級判定、卒業判定、退学勧告のいずれかの基準として用いていることを前提とする。

成績評価にあたっては、成績評価基準を定め、成績の分布状況の把握を行うなど、適切に成績管理を実施していること。また、成績評価基準及びGPA制度の内容について

ては、教員及び学生に周知されていることを前提とする。

この設問における成績評価基準とは、成績評価を客観的に行うために、学修成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（GP：5）」という評価を得るには、試験による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であるなど。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：規程、学則、判定会議資料、履修要綱、議事録、成績分布状況公表資料等

- ⑬ 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目の登録ができる単位数の上限の設定について、学生の成績状況に合わせて緩和あるいは厳格化させる制度（成績優秀者への上限単位数緩和や成績不振者への学修支援に連動させる制度等）を設けていますか。
- | | |
|-------------------|----|
| 1 全学部等で設けている。 | 2点 |
| 2 半数以上の学部等で設けている。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：平成30年度の履修科目登録に対する制度が設けられていること。なお、履修科目の上限については規程等において定めていること。

根拠資料：学則、規程、履修要綱等

- ⑭ 以下のア～エのいずれかの手法を用いて把握した学生の学修成果について、学生の学修指導、キャリア相談等に活用していますか。
- ア 外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト）
- イ 学生の学修成果を把握するためのアンケート調査等
- ウ 学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用
- エ 学修ポートフォリオの活用
- | | |
|--------------------|----|
| 1 全学部等で活用している。 | 3点 |
| 2 半数以上の学部等で活用している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、学生の学修時間の実態及び学修行動の把握、また、ア～エのいずれかの学修成果を把握する取組を半数以上の学部等かつ複数の学年について実施していることを前提とする（ア～エの把握の取組については一部の科目でのみ実施している場合及び各学部等の複数学年の一部の学生のみで実施している場合は該当しない）。アセスメント・テストは、国家試験や資格試験等の対策を目的として実施する模擬試験は該当しない。

把握した学修成果について、一定の基準を設ける等して、学生の学修指導、キャリア相談等に直接的に活用する仕組みを構築し、利用していること。（例：アセスメント・テストの結果を踏まえた学修指導を行っている等）

活用については、仕組みが確立されたうえで、いずれかの活用実態があれば、実際の

対象が学部等の一部の学生であっても構わない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： アセスメント・テスト結果、アンケート調査結果、ルーブリック、学修ポートフォリオ、規程、活用していることがわかる資料（議事録、対応録）等

⑮ カリキュラム・コーディネーター等、カリキュラム編成のための専門的知識等を有する専任教職員がカリキュラム編成に主体的に参画していますか。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 専門的知識等を有する専任職員が参画している。 | 3 点 |
| 2 専門的知識等を有する専任教職員が参画している。 | 2 点 |
| 3 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における「専門的知識等を有する専任教職員」とは、カリキュラム編成に関する外部研修等を受講している者、またはカリキュラム・コーディネーター等の特別の職務で雇用されている者等とする。

カリキュラム編成業務について、当該教職員が一定の権限、責任等を有することが規程等から確認できること。単に事務処理のみ行う場合は該当しない。ただし、一部の学部等や課程のカリキュラムへの参画でも可とする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 当該教職員の担当業務や役割が確認できる資料、研修報告書、規程、議事録等

3. 教職員等の質的向上に関する取組

⑯ 教員の教育面における評価制度を設けるとともに、授業を担当する専任教職員に対し、ティーチング・ポートフォリオの作成を義務付けている。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 全学部等で義務付けている。 | 2 点 |
| 2 半数以上の学部等で義務付けている。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： この設問における「教育面における評価制度」とは、全学部等において教育面で優れた教員を評価するための制度（全専任教職員を対象とする制度である場合も含む）があり、かつ、昇任や給与（賞与、手当等を含む）などの処遇（個別の人事制度上の取扱い）に反映させていることをいう。研究面のみの評価の場合や、評価結果を研究費のみに反映させている場合、また、顕彰のみで処遇に反映がない場合は該当しないものとみなす。

基準時点で制度が導入されていれば、評価実績の有無を問わない。ただし、その場合、当該制度が教員に周知されていることを前提とする。

教育面における評価制度の評価対象は、原則として学部等の全専任教職員とするが、一部の教員等について、規程等に予め理由を定めて除外している場合にはこの限りではない。また、非常勤教員は含めなくてもよい。

「ティーチング・ポートフォリオ」とは、大学等の教員が自分の授業や指導の業績を

「教育業績ファイル」等の形で記録するものを指す。「1」については、全学部等で義務付けている場合又は授業を担当する全専任教員に対して全学的に義務付けている場合とする。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：教員評価制度に係る規程、ティーチング・ポートフォリオに係る規程等

⑰ 教員の教育力向上を図るため、FD実施のための組織（委員会等）を設置するとともに、教育を行う専任教員を対象としてFDを実施していますか。

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 教育を行う専任教員の全員が参加している。 | 4点 |
| 2 教育を行う専任教員の4分の3以上が参加している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

この設問において専任教員とは、ア）本年度の5月1日現在で在籍している専任教員であり、イ）本年度の5月1日現在で本年度の正課の受持授業時間（予定を含む）があるものとする。サバティカル制度に基づく海外研究や産休、病休等、合理的な理由により5月1日時点で学内にいない者や、研究に専念する教員、助教・助手等で正課の受持時間を持たない者、前年度末で退職した者などは対象外となる。本設問においては、募集停止学部等の教員も対象に含むこと。また、参加教員数は、前述のア及びイに該当する専任教員のうち、前年度の9月1日から本年度の9月30日までにFDに参加した者の実数とする。期間中にFDを複数回実施している場合、1回以上参加していれば参加した者として取り扱うものとする。

必ずしも全ての教員が一堂に会するFDのみではなく、学内の各FD活動に参加、学外のFDプログラムへ派遣する場合でも該当するものとする。ただし、FD実施のための組織（委員会等）が管理・把握しているものに限る。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：FD実施のための組織に係る規程、実施状況を確認できる資料（議事録、報告書等）、参加者名簿等

⑱ 学生による授業評価の結果を分析・検討したうえで、授業の改善を図るための制度的取組として、学生の代表者又は学外者が参画するFDを実施している。

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 全学部等において実施している。 | 3点 |
| 2 半数以上の学部等において実施している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：「学生又は学外者が参画するFD」とは、学生の代表者を教育改善委員として任命している、企業等から授業改善への助言を求めているなど、学生の代表者等や学外者が授業改善に係るFD活動に参画し、具体的な改善方策等について学生や学外者の意見を聴取する機会を設けているものとする。

授業評価及び分析の対象は原則として各学部等の全授業とするが、当該大学等の授業評価の活用方法に合わせて、授業評価及び授業改善の規程等に、予め除外している授業科目がある場合で、大学等において、その理由を整理している場合はこの限りではない。

新設学部等については、授業評価規程等において、基準時点内に、設置する全学部等で、FDを含めた制度的取組の内容が定められていれば、新設学部等についてのみ評価結果が活用されていない場合であっても、本設問においては実施しているものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：授業評価に係る規程、授業毎の評価結果、FD実施内容のわかるもの等

- ⑩ 学生の学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて学内の方針（アセスメント・ポリシー）を定めたうえで、アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価についてのFDを実施していますか。
- | | |
|---------------------------|----|
| 1 全学的又は全学部等で定めたうえで実施している。 | 2点 |
| 2 半数以上の学部等で定めたうえで実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等：学生の学修成果の評価（アセスメント）について、目的や達成すべき質的水準と評価の実施方法等について、授業科目レベル及び教育課程レベルで定めている場合が該当する。

達成すべき質的水準は検証（測定）できる内容であることを前提とする。

一部の科目のみで定めている場合や、方針を定めずに単に成果の把握のみをしているという場合は該当しない。

「アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価についてのFD」とは、個々の教員が、アセスメント・ポリシーに基づく教育課程レベル及び授業科目レベルの学修成果の評価・検証の仕組み等の理解を深め、適切な成績評価の実施を促すもの等とする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：アセスメント・ポリシー、FD実施内容のわかるもの、参加者名簿等

- ⑪ シラバスの作成方法に関するFDを、全教員を対象として実施していますか。
- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、平成30年度シラバス策定において、ア）準備学修（予習・復習）、イ）課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法、ウ）授業における学修の到達目標及び成績評価の方法・基準、エ）卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連、オ）当該授業科目の教育課程内の位置付けや水準を表す数字や記号（ナンバリングを含む）のうち、3つ以上について明記することを、担当する全教員（当該年度に授業を担当しシラバス作成を担当するすべての教員）に求めており、かつ、

シラバス記載内容の適切性について担当教員以外の第三者がチェックする仕組みを半数以上の学部等で実施していることを前提とする。

FDについては、平成30年度の授業を担当し、シラバスの作成を担当する全教員（募集停止学部等の教員を含む）を対象として実施していること。

シラバスの作成方法に関するFDとは、より効果的な教育を実施するために、上記のA～オについての設定や提示方法等についての教員の認識を深めるものとする。

基準時点：平成29年4月1日～平成30年3月31日

根拠資料：シラバス作成要領、シラバスチェックに関する資料、開催通知、FD実施内容のわかるもの、参加者名簿等

⑫ 業務に関する専門知識の習得や戦略的な企画能力の向上、管理運営能力の向上等を目的とするSDを実施していますか。

- | | |
|------------------------|----|
| 1 専任教職員の全員が参加している。 | 4点 |
| 2 専任教職員の4分の3以上が参加している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：「SD」とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、FDに該当する研修は除く。

この設問において、専任教職員とは、本年度の5月1日現在で当該大学等の発令があり在籍している専任教職員である。ただし、産休、病休等、合理的な理由により5月1日時点で学内にいない者や、前年度末で退職した者などは対象外とする。本設問においては、募集停止学部等の教職員も対象に含むこと。また、参加教職員数は、前述の要件に該当する専任教職員のうち、前年度の9月1日から本年度の9月30日までにSDに参加した者の実数とする。期間中にSDを複数回実施している場合、1回以上参加していれば参加した者として取り扱うものとする。

必ずしも全ての教職員が一堂に会するSDのみではなく、管理職、特定の部署や新入職員のみ等、一部の教職員を対象としている場合、事務職員以外の教員や技術職員を対象とする場合や、学内の各SD活動に参加、学外のSDプログラム等へ派遣する場合（組織として派遣している場合）でも該当するものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：SDの開催案内、研修資料、開催記録、参加者名簿、SD報告書等

⑬ TA等の教育サポートスタッフの資質の向上を図るために、定期的な研修などの取組を実施していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等：本設問における「教育サポートスタッフ」とは、TA、SA、メンター、ピアチューター等の大学等における教育研究活動をサポートする学生スタッフとする。

スタッフとして雇用している場合だけでなくボランティア等の場合も含むが、大学等でそれらのスタッフの管理を行っていること。

単に採用時に業務の説明を行うのみでは該当せず、教育サポートスタッフの具体的な資質の養成や向上を図る目的で行われるものであること。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：規程、学生スタッフへの通知文、研修資料、開催記録等

4. 高大接続改革の推進

㊸ 入学者受入れに関する方針に基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を踏まえた多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施していますか。

ア 平成31年度入学者選抜における一般入試において、学力検査のほか、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーション、調査書、活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書、資格・検定試験などの成績、各種大会等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施しますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 全ての学部等で実施する。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で実施する。 | 1点 |
| 3 実施しない。 | 0点 |

イ 平成31年度入学者選抜において、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題しますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 全ての学部等で実施する。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で実施する。 | 1点 |
| 3 実施しない。 | 0点 |

ウ 平成31年度入学者選抜におけるAO入試及び推薦入試において、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、大学独自に実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）の成績、大学入試センター試験の成績、資格・検定試験等の成績、高等学校の教科の評定平均値のいずれかを合否判定に用いますか。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 全ての学部等で実施する。 | 3点 |
| 2 上記に該当しない。 | -3点 |

要件等：アにおける「学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜」については、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関し、入学希望者にどのような能力を求めるのか、それをどのような具体的な方法で評価するのかについて、入学者受入れに関する方針において明確化され、ホームページや各種資料においても明記されていること。

イにおける高等学校学習指導要領で各教科において示された「言語活動」とは、例えば、以下のような活動をいう。

・国語科：討論、解説、創作、批評、編集など

・数学科：「自らの考えを数学的に表現し、根拠を明らかにして説明したり、議論したりする」といった数学的な活動。

また、「記述式問題」とは、例えば、以下のような問題をいう（解答を選択肢の中から選ぶ選択式問題や、問題文から特定の言葉を抜き書きさせたり、年号や人名等の知識を問うなどの数文字程度の単語を答えさせるような短答式問題は含まない。）

・文や文章を書いたり、式やグラフ等を描いたりすることを通じて思考のプロセスが自覚的なものとなり、論理的な思考力・表現力の発揮が期待できる問題。

・記述により自らまとめた考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待できる問題。

なお、記述式の対象教科・科目は問わない。

ウにおける「合否判定」については、単に出願書類としての提出にとどまるものは含まない。

根拠資料： 入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容がわかる資料等

⑭ 入学者選抜実施体制を充実・強化していますか。

ア 専門的な専任職員（アドミッション・オフィサー）が、入試・学生募集にかかる企画立案、及び入学者選抜の評価までに参画していますか。

- | | |
|-----------|----|
| 1 参画している。 | 3点 |
| 2 参画していない | 0点 |

イ 入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証を実施していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 全ての選抜区分で実施している。 | 4点 |
| 2 一部の選抜区分で実施している。 | 2点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： アにおける「専門的な専任職員」は、入試及び学生募集にかかる企画立案業務、及び入学者選抜における多面的・総合的な評価（書面審査・面接審査等）の業務において直接的、主体的に関わる専任職員であること。単に各業務の事務作業を行うのみでは該当しない。また、学力検査のみの評価でなく、その他の資料・書類や面接等による多面的・総合的な審査・評価の業務であること。専任教員との協働により業務を実施する場合でも構わないが、各業務において当該職員が一定の権限を有することが規定等から確認できること。なお、評価業務については全ての試験区分、形態について実施している場合に限らず、一部の試験区分や形態の評価を実施していれば該当するものとする。

本設問における「専任職員」とは、当該大学等の専任職員として発令されている者とし、専任教員は該当しない。

アについては、大学院のみの入学者選抜にかかるものは対象としない。

イについては学部等の入学者を対象とし、研究科は除くものとする。

入学者の追跡調査とは入学後の学生の成績や活動実績、留年・中退率、卒業後の進路等について調査を行っていることをいう。選抜区分とは、一般入試、推薦入試、AO

入試といった選抜方法の別によって区分できる単位をいう。

イでは、基準時点内で、追跡調査のみならず選抜方法の妥当性の検証まで完了していることが要件となる。

基準時点： ア、イともに平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 当該職員の担当業務や役割が確認できる資料、規程、議事録、追跡調査の結果等

⑳ 平成 31 年度入試において、以下のような多様な背景を持つ受験者を受け入れるための定員枠を設けますか。

ア 専門高校から進学を希望する者

イ 帰国生徒、日本語を母語としない生徒、留学生

ウ 特別な支援を必要とする者

エ 高等学校や大学の中退等で再チャレンジを志す者

オ 学び直しや新しい分野の学修をしたい社会人

カ 地域に貢献したい意欲を有する者

キ 科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた者

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 4 つ以上について設けている。 | 3 点 |
| 2 | 3 つ以上について設けている。 | 1 点 |
| 3 | 2 つ以下又は設けていない。 | 0 点 |

要件等： 入学者選抜要項等で、ア～キの募集対象者が確認できること。なお、「若干名」の定員枠も含む。

根拠資料： 入学者選抜要項、学生募集要項、規程等

㉑ 入学予定者に対し、大学等入学前に取り組むべき課題を提示し、提出を義務付けていますか。

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 全ての選考方法において義務付けている。 | 2 点 |
| 2 | 一部の選考方法において義務付けている。 | 1 点 |
| 3 | 義務付けていない。 | 0 点 |

要件等： 平成 30 年度学部等入学者に対し、入学予定の時点で課題の提示、義務付けを行っていること。提出が入学後となるものは差支えないが、課題の提示が入学後のものは不可とする。「課題」とは、語学等の特定の項目に限らず、入学後の学修において必要であると大学等が判断するものは全て含まれる。「1」の場合は、一般入試、推薦入試、A O 入試等、全ての選考方法の入学者に対して実施していること。選考方法、入試区分を問わず全ての入学者に実施している場合も含む。

根拠資料： 学生への通知文等

㉒ 大学教育に必要な学修方法の習得等を目的とした総合的なプログラムとしての「初年次教育」を全学的に実施していますか。

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 実施している。 | 2 点 |
| 2 | 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 「初年次教育」とは、高等学校から大学等への円滑な移行を図るため、主として大学等の新入生を対象に作られた総合教育プログラムを指す（例：レポート・論文の書き方、学生生活における時間管理、プレゼン等の技法、学問修得に向けた動機付け等の取組）。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なる。一部の学部等ではなく、全学部等で実施していること。ただし、学部等や選抜方法によって、それぞれ異なる内容で実施するものでも構わない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 学生への通知文、シラバス等

㊸ 高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取組を実施していますか。

- ア 大学等における学修を高校生が経験する機会（合同授業の実施等）の提供
- イ 高等学校又は教育委員会との年 2 回以上の定期的な協議体制の構築
- ウ 高等学校と大学等との教職員の人事交流又は合同研修

- | | |
|---|-----|
| 1 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、全て実施。 | 3 点 |
| 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、2 つ実施。 | |
| 2 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、2 つ実施。 | 2 点 |
| 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、1 つ実施。 | |
| 3 同一法人の設置する高等学校を有している私立大学等については、1 つ実施。 | 0 点 |
| 同一法人の設置する高等学校を有していない私立大学等については、全く実施していない。 | |

要件等： アからウについては、一部の学部等で実施しているのみで該当する。

アについては、高校生が大学等における学修を経験する機会が設けられていることを証明できればよく、高等学校との協定書等に基づく必要はない。なお、出前授業やオープンキャンパスにおける模擬授業（大学紹介等を主な内容としたものは不可）等も含まれる。

イにおける「定期的」とは、大学等と高等学校・教育委員会との間で年数回（2 回以上）協議を実施すると合意されていること。協議の回数についての制限はない。

ウにおける「人事交流」は、受け入れ先での発令等を伴う交流であること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 大学と高等学校との連携を確認できる資料、イについては協議実施に関する合意の文書等

用語解説： この設問における「高等学校」には、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設）、各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指定外国人学校）を含む。

タイプ2「産業界との連携」 (52点満点)

基礎要件

タイプ2については、産学連携に関する目標・計画が策定されていることが、申請するための要件となる。

大学等の産学連携に関する目標・計画が策定されている。

要件等： 「産学連携に関する目標・計画」とは、産学連携の将来目標とその具体化のための計画内容が含まれるものであり、体制整備、知財管理、共同研究、人材育成等、産学連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画を指す。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 目標・計画、議事録等

評価項目

1. 本部機能の強化

① 産学連携のための部署（委員会等）を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 部署を設置するとともに、高度な専門性を有する人材を配置している。 | 4点 |
| 2 部署を設置するとともに、専任教員又は専任職員を配置している。 | 2点 |
| 3 部署を設置しているが、専任教員又は専任職員は配置していない。 | 0点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | -2点 |

要件等： 「産学連携のための部署」とは、産学連携（産学官連携の場合も含む）を主たる目的とし、産業界との連携（知的財産管理等の産学連携関連業務も含む）を行う組織とする。（該当例）産学連携センター、産学連携推進室等
法人部門に設置している場合であっても、大学等の産学連携にかかる部署であれば該当する。

「高度な専門性を有する人材」とは、リサーチアドミニストレーター、産学連携コーディネーター等の職種（職名）で雇用され、かつ、産学連携の取組において、その職種における職務が明確に定められている者とする。ただし、特別の資格を有している必要はない。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人部門に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の産学連携に携わっていることが明らかであること。
産学連携のための委員会等を設置している大学等については、「3」に該当する。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、人員配置表、雇用契約書、高度な専門性を有する人材に関する規程等

② 産学連携に関して学長を総括的に補佐する副学長等を配置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 配置している。 | 2点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等： 「総括的に補佐する副学長等」とは、全学的な産学連携戦略の立案、産学連携に係る研究の受入等の可否を全学的な視点から決定するなど、部局横断的に産学連携に関する実質的な責任・権限を有する副学長、学長補佐、学長室スタッフ等を指す。規程等においてその役割が定められていること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 組織規程等

③ 産学連携のための契約雛形・規程等を整備していますか。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 契約雛形及び規程等を整備している。 | 3点 |
| 2 契約雛形又は規程等を整備している。 | 0点 |
| 3 整備していない。 | -3点 |

要件等： 「契約雛形」とは、共同研究契約、秘密保持契約、基本的・包括的合意枠組等の産学連携にかかる契約について雛形を整備していること。

「規程等」とは、知財取扱規程、秘密情報取扱規程、利益相反規程等、産学連携の契約等に係る規程を整備していること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 契約雛形、規程等

2. 資金の好循環関連

④ 企業との共同研究又は受託研究の費用を算出するにあたって、積算による費用の算定方式等を導入していますか。

- | | |
|--|----|
| 1 積算による費用の算定方式を導入している。 | 3点 |
| 2 積算による費用の算定方式は導入していないが、一定割合の間接経費を定めている。 | 1点 |
| 3 積算による費用の算定方式を導入しておらず、一定割合の間接経費も定めていない。 | 0点 |

要件等： 「積算による費用の算定方式」とは、共同研究又は受託研究の実施にかかるコストについて、明確な根拠や考え方を示すことができる透明性の高い選定方式（定率方式（過去の実績等における直接経費に対する間接経費の割合をもとに間接経費率を算出する方式）、アワーレート方式、共通単価設定方式等）により算出する方式。

「一定割合の間接経費」とは、過去の実績等における直接経費に対する間接経費の割合をもとに間接経費率を算出せず、一律の間接経費率を定めているもの。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 費用の積算根拠がわかる資料、規程等

⑤ 昨年度の企業との共同研究の実施状況について。

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 1件当たりの受入金額1,000万円以上の実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 | 1件当たりの受入金額500万円以上の実績が3件以上ある。 | 3点 |
| 3 | 1件当たりの受入金額100万円以上の実績が3件以上ある。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「共同研究」とは、企業の研究者と大学等の教員が共通の課題について対等の立場で研究することをいう。

共同研究の実施にあたり、大学等と企業との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

なお、設問⑥「受託研究」との件数の重複は不可とする。

共同研究の「受入金額」については、契約書等に記載の金額のうち平成29年度決算に帰属する収入額（未収金を含む。）とすること。

基準時点： 平成29年4月1日～平成30年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑥ 昨年度の企業からの受託研究の実施状況について。

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 1件当たりの受入金額1,000万円以上の実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 | 1件当たりの受入金額500万円以上の実績が3件以上ある。 | 3点 |
| 3 | 1件当たりの受入金額100万円以上の実績が3件以上ある。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「受託研究」とは、企業からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として研究を行うことをいう。

受託研究の実施にあたり、大学等と企業との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

なお、設問⑤「共同研究」との件数の重複は不可とする。

受託研究の「受入金額」については、契約書等に記載の金額のうち平成29年度決算に帰属する収入額（未収金を含む。）とすること。

基準時点： 平成29年4月1日～平成30年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑦ 昨年度の企業からの研究資金等の受入金額は、教育研究経費に対し、どの程度の規模ですか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 5%以上 | 5点 |
| 2 | 1%以上 | 3点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 当該設問における研究資金等とは、企業からの共同研究、受託研究、治験等、特許権などの知的財産権等収入額の平成29年度決算に帰属する収入額（未収金を含む。）の総額とする。

基準時点： 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑧ 昨年度の企業からの寄付金の受入金額は、教育研究経費に対し、どの程度の規模ですか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 5%以上 | 3点 |
| 2 | 3%以上 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 当該設問における寄付金の受入金額とは、平成 29 年度決算に帰属する企業からの寄付金収入額の総額とする。この場合の寄付は、用途を限定しないもの等も含む。

基準時点： 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

3. 知の好循環関連

⑨ 大学等の知的財産の活用を促進するための「知的財産戦略」を策定していますか。

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 策定している。 | 2点 |
| 2 | 策定していない。 | -2点 |

要件等： (知的財産戦略の項目例) この設問における「知的財産戦略」とは、「経営としての知的財産の位置付け」、「研究領域に応じた知的財産マネジメント予算の策定」、「活用を意識した知的財産マネジメント体制の構築」、「知的財産取得を重点的に行う技術分野の設定」等、知的財産の活用を促進するための内容が記載されたものを指す。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 知的財産戦略

⑩ 大学等の保有する知的資産や研究状況等から創出が予想される発明等について具体的な件数見込を含む計画があり、当該発明等において特許等申請までに必要な予算額をあらかじめ試算を行い、予算計上していますか。

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 予算計上している。 | 3点 |
| 2 | 予算計上していない。 | 0点 |

要件等： 「予算計上」とは、平成 30 年度予算（補正予算含む）において設けていること。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 計画、予算書、予算の積算根拠が分かる資料（試算結果等）、規程等

⑪ 研究への貢献度や技術の成熟度等に応じて個別の研究、プロジェクトごとに共同研究等の成果の帰属等を決定していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 決定している。 | 2点 |
| 2 決定していない。 | -2点 |

要件等： 研究の結果生じた、特許権等の権利や実施等に関する許諾等について、すべてを一律に定めることなく、企業等との協議の上で、個別の研究、プロジェクトごとに定めていること。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、契約書等

⑫ 大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指して、以下の取組を実施していますか。

ア 教職員に対し、特許取得・地域の課題解決等の産学連携の取組を奨励し、積極的に評価する仕組み（人事評価上の配慮、賞与への反映等）を設けている。

イ 産学連携や技術移転の専門機関（TLO又は研究開発法人）と連携している。

ウ 関係機関等とのネットワーク作り、成果のフィードバック、産学連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施している。

エ 業界別団体又は企業と知的財産・技術の実用化、事業化に係る協定等を締結している。

- | | |
|---------------|----|
| 1 3つ以上実施している。 | 5点 |
| 2 2つ実施している。 | 3点 |
| 3 1つ実施している。 | 1点 |
| 4 実施していない。 | 0点 |

要件等： アにおける「地域」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等内とする。キャンパスが複数ある場合は、いずれかのキャンパスが所在する都道府県又は市区町村等であれば該当する。

アにおける「課題」とは、大学等の所在する都道府県又は市区町村等と大学等が地域の課題として合意したものであり、大学等のみが課題と考える事項は含まれない。

イにおける「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の別表に規定する法人をいう。

ウにおける「構造化」とは、課題の把握、目標設定、関係機関等との協議、産学連携の取組の実施、取組の評価、更なる協議の継続等のように、産学連携に向けた一連の取組が、関係機関の間で合意されていることを指す。

ウにおける「継続的」とは、年1回以上の協議が3年間以上実施されている状態をいう。

ウにおける「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： アからエについて実施した内容が確認できる資料等

⑬ 産学連携に係るリスクマネジメント（利益相反、技術流出防止、職務発明、契約マネジメント等）に係る研修会・セミナー等の実施及び委員会の設置をしていますか。

- | | | |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナーの実施及び委員会を設けている。 | 2点 |
| 2 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナーの実施又は委員会を設けている。 | 0点 |
| 3 | 設置していない。 | -2点 |

要件等： この設問における「産学連携に係るリスクマネジメント」とは、利益相反マネジメント、技術流出防止マネジメント、職務発明等のマネジメント、契約マネジメント等を指す。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 研修会・セミナー等の実施が確認できる資料、組織図、規程等

4. 人材の好循環関連

⑭ 人材の流動化に向けて、クロスアポイントメント制度に関する規程の整備、企業との間で研究者の人事交流（派遣又は受入れ）を実施していますか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、企業との間でのクロスアポイントメントの実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、企業との間でのクロスアポイントメントの実績が1件以上ある。 | 3点 |
| 3 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、企業との間で教員又は研究者の人事交流（派遣又は受入れ）を実施している。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「人事交流」とは、一定の期間、研究員等の身分で当該大学等の教員又は研究者を協定先の企業に送り出す、及び協定先の企業の研究員を当該大学等の研究者等の身分で迎え入れることを指す。人事上の発令等を伴わないものは含まれない。交流中の身分は常勤・非常勤を問わない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 規程、協定書、契約書等

【選定時に加点】（調査票の回答不要）

⑮ 内閣官房及び内閣府の平成30年度「地方大学・地域産業創生事業」に選定されている場合 3点

根拠資料： 平成30年度「地方大学・地域産業創生事業」の選定通知書等

タイプ3「他大学等との広域・分野連携」（49点満点）

タイプ3各設問共通要件

- ① タイプ3における「他の国内大学等」は、国内の大学、短期大学、高等専門学校とし、民間の研究所、海外の大学は含まない。また、同一法人が設置する他の国内大学等と実施している場合は該当しない。
- ② 原則として、当該大学等と同一または類似の学問分野を持つ他の国内大学等との専門分野に応じた地域を超えた連携による、高度な教育や質保証確立に向けた取組を対象とする。
- ③ 各設問において求められている他の国内大学等との協定等は、プラットフォーム（タイプ5）で締結している包括連携協定等のみが根拠となる取組は原則として対象外とする（ただし、包括連携協定でなく、各設問にかかる特定の内容の協定であれば該当する）。

1. 教育内容・教育方法に関する連携

① 他の国内大学等と高度な連携に向けて、以下のいずれかの取組を実施していますか。

ア 他の国内大学等とのダブル・ディグリー

イ 他の国内大学等との共同教育課程

ウ 他の国内大学等との連合大学院

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： この設問における「ダブル・ディグリー」とは、「複数の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態」を指す。

「共同教育課程」とは、大学設置基準第43条第1項、短期大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第31条第1項、専門職大学院設置基準第32条第1項に規定する課程をいう。

「連合大学院」とは、大学院設置基準第7条の2・第8条第4項に規定する大学院をいう。

ダブル・ディグリー、共同教育課程、連合大学院について、すでに他大学等とプログラムを導入し、募集している場合には、基準時点に対象者がいない場合であっても該当するものとする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 規程、設置認可書類、大学間の協定書、教育課程の内容が分かる資料等

② 他の国内大学等と協定等を締結し、カリキュラムの共同開発等の取組を実施していますか。

ア カリキュラムの共同開発

イ 教育方法に関する合同の協議会を継続的に実施（年2回以上）

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 2 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 3 | いずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： アのカリキュラムの共同開発とは、正課のカリキュラムについての共同開発であり、一部のコース等のカリキュラムも可とし、1学期等の一定期間以上の複数科目で構成されるプログラムを指す。

イの教育方法に関する合同の協議会の継続的な実施とは、特に専門教育における総合的あるいは具体的な教育方法（アクティブラーニング、実習方法等）について検討する協議会を共同で、継続的に実施していることを指す。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、シラバス、カリキュラム、教材等

③ 他の国内大学等と協定等を締結し、合同プログラムや教材の共同開発等の取組を実施していますか。

ア 合同の短期プログラム（年2回以上）

イ 教材の共同開発と当該教材に基づく授業の実施（10以上の教材）

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 2 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 3 | いずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： アは、正課外のプログラムの場合も含む。

イの場合、共同開発したのみでは該当せず、教材等を共同開発し、その成果に基づく授業科目を実施している場合に該当する。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、シラバス、合同プログラム募集要項、教材等

④ 他の国内大学等と協定等を締結し、ナンバリングの共有化など、教育課程の体系化に向けた取組を共同で実施していますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。 | 2点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における教育課程の体系化に向けた取組とは、ナンバリング、履修系統図等について、全科目についての共通基準（ルール）の設定などを行っている場合に該当するものとする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、シラバス等

⑤ 他の国内大学等と協定等を締結し、共同で学生のキャリア形成のための以下の取組を実施していますか。

ア 共同のキャリア教育プログラムの実施

イ 分野ごとの到達目標（職業人として養成すべき実践能力等）の共有化

ウ キャリア相談体制整備に係る共同の取組（分野別の専門アドバイザー養成、合同キャリアサポートセンター運営等）

- | | |
|-------------|----|
| 1 全て実施している。 | 3点 |
| 2 2つ実施している。 | 2点 |
| 3 1つ実施している。 | 1点 |
| 4 実施していない。 | 0点 |

要件等： 共同のキャリア教育プログラムとは、各分野において想定されるキャリアに関する自己理解、職業理解、職業訓練のためのプログラムとし、具体的には「キャリア・パス」等の授業や共同の実習科目、インターンシップ科目を含む。複数の大学等が共同で開発し、複数の大学等の学生が受講できるものとする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、実施要領、議事録等

⑥ 他の国内大学等と協定等を締結し、教育成果指標やアセスメント・テストの共同開発を実施していますか。

- | | |
|-----------|----|
| 1 実施している。 | 3点 |
| 2 実施していない | 0点 |

要件等： 教育成果指標やアセスメント・テストを共同で開発し、基準時点内に導入または実施していること。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、教育成果指標、アセスメント・テスト等

2. 学生・教職員の交流

⑦ 他の国内大学等との交流協定等に基づく単位互換制度があり、単位互換実績がありますか。

- | | |
|------------------------|----|
| 1 3つ以上の大学等との単位互換実績がある。 | 3点 |
| 2 2つの大学等との単位互換実績がある。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

単位互換実績については、基準時点内に派遣・受入のいずれかがあるものとする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、履修者名簿、派遣・受入・単位認定を確認できる資料等

⑧ 他の国内大学等との交流協定等に基づく一定期間の学生の派遣・受入を実施していますか。

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 1つの大学等との間に派遣・受入両方を実施している。 | 3点 |
| 2 | ある大学等には派遣のみを、他のある大学等からは受入のみを実施している。 | 2点 |
| 3 | 派遣又は受入片方のみ実施している。 | 1点 |
| 4 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 当該協定等は、一定の期間（1学期以上）、相手方の大学等を本拠として、単位取得又は研究を行うことを原則とするもの（いわゆる国内留学）とする。
一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、派遣・受入を確認できる資料等

⑨ 他の国内大学等と専門分野に係るFDを共同で実施しましたか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 4回以上実施した、または、教育関係共同利用拠点に認定され、広く他の大学等にFDを展開した。 | 3点 |
| 2 | 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 大学等間にFDの実施に係る協定等又は教育関係共同利用拠点の認定があること。
複数の大学等で実施する場合は、当該大学等が直接的・主体的に企画立案等に携わり実施していることとし、単に加盟校の一員として参加しているような場合は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、教育関係共同利用拠点認定結果通知、FDの実施が確認できる資料等

⑩ 他の国内大学等と専門性の高い教職員養成（IRer、アドミッション・オフィサー、リサーチアドミニストレーター等）に係るSDを共同で実施しましたか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 4回以上実施した、または、教育関係共同利用拠点に認定され、広く他の大学等にSDを展開した。 | 3点 |
| 2 | 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 大学等間にSDの実施に係る協定等又は教育関係共同利用拠点の認定があること。
新入職員研修や中堅職員研修などのような幅広いテーマでなく、具体的な専門性に係る内容が開催通知等からわかること。
複数の大学等で実施する場合は、当該大学等が直接的・主体的に企画立案等に携わり実施していることとし、単に加盟校の一員として参加しているような場合は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、教育関係共同利用拠点の認定結果通知、SDの実施が確認できる資料等

⑪ 他の国内大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流を実施していますか。

- | | |
|---------------------|----|
| 1 教員及び職員について実施している。 | 5点 |
| 2 職員についてのみ実施している。 | 3点 |
| 3 教員についてのみ実施している。 | 2点 |
| 4 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問の「人事交流」とは、一定の期間（一学期以上）、教員（研究員を含む）又は職員の身分で当該大学等の教員（研究員を含む）又は職員を協定先の大学等に送り出す、及び協定先の大学等の教員（研究員を含む）又は職員を当該大学等に教員（研究員を含む）又は職員の身分で迎え入れることを指す。発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。

他の国内大学等との間で人事交流の協定等が締結されており、実際に教職員の派遣又は受入が行われていること。なお、当該協定等は、相互に派遣・受入の両方ができる内容であること。ただし、基準時点内の実績としては派遣又は受入のどちらか一方があれば該当する。

交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 大学間の協定書、派遣又は受入の状況のわかるもの等

⑫ 特定の研究課題について、他の国内大学等との協定等に基づく共同研究を実施していますか。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 5プロジェクト以上実施している。 | 3点 |
| 2 1～4プロジェクト実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における共同研究は、1 研究課題あたりの当該年度所要経費が 100 万円以上のものとする。

組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウのすべてに該当すること。

ア. 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。

イ. 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。

ウ. 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定等を締結している。

本設問においては、基準時点内で研究に着手した、あるいは基準時点以前から基準時点にかけて継続して実施していることが確認できれば、該当する。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 委員会等議事録、組織規程、紀要、大学間の協定書等

3. 情報・施設等の共有化

⑬ 大学等の教育改革、教育改善につなげるために、他の国内大学等と協定等を締結し、共同で I R 活動を実施していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における共同で実施する I R とは、大学等の教育改革、教育改善につなげるために、複数の大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析し、内外に対して必要な情報を提供するものを指す。この場合の様々なデータとは、学修時間、教育の成果等の教学面に関するデータ等や、その他大学運営に関するデータ（入試、経営、財務等）に関するデータ等も可とする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 大学間の協定書、議事録、I R 報告書等

⑭ 他の国内大学等との協定等に基づく学内施設・設備の共同利用を実施していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 4 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次のアからウのすべてに該当する大学等（「共同利用・共同研究拠点」の認定を受け、イ及びウに該当する大学等は「1」とする）。

ア. 他大学等との間で、教育若しくは研究を目的として、大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。

イ. 1 個又は 1 組の価格が 5 0 0 万円以上の施設・設備を、他大学等の利用に供していること。

ウ. 大学等の施設・設備について、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に共同利用に供していること。

ただし、学内施設・設備については、次の a から d のいずれにも該当しないものであること。

- a. 図書館
- b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
- c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備
- d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする（校舎の一部等で固定資産台帳上個別に管理されていないものは該当しない）。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 組織規程、大学間の協定書、利用実績が確認できる資料等

⑮ 他の国内大学等と協定等を締結し、教育コンテンツ（動画、論文等）をアーカイブ化し、共有化していますか。

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 100点以上の自大学等の教育コンテンツを共有化している。 | 2点 |
| 2 | 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 自大学等が保有する教育コンテンツ（動画・論文等）のデジタルデータをアーカイブとして登録しており、自大学等及び協定先の他の国内大学等のどちらからも閲覧（アクセス）できるもの。単に図書館施設の相互利用のみでは該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、アーカイブ等

⑯ 他の国内大学等と協定等を締結し、eラーニングシステムを共有化していますか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 50講座以上共有化している。 | 3点 |
| 2 | 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： eラーニングシステムは、自大学等及び協定先の他の国内大学等のどちらからもアクセスできるもの。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、eラーニングシステムの概要がわかるもの等

⑰ ①～⑯のうち、得点している10以上の設問が特定の国内大学等との連携に該当しますか。

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 該当する。 | 5点 |
| 2 | 該当しない。 | 0点 |

要件等： 特定の国内大学等とは1つの大学等とする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 大学間の協定書、連携の概要がわかるもの等

タイプ4「グローバル化」 (86点満点)

※短期大学及び高等専門学校は、括弧書きの点数がある設問の場合は括弧内の点数を配点する。

基礎要件

タイプ4については、大学等の国際化推進に関するビジョン・方針（国際化ビジョン）が策定されていることが、申請するための要件となる。

大学等の国際化推進に関するビジョン・方針（国際化ビジョン）が策定されている。

要件等： 「国際化ビジョン」とは、以下の内容の3つ以上を含む全学的な国際化の推進に向けたビジョン・方針として機関決定されたものであって、2つ以上の具体的な数値目標を含むものとする。

- ア 学内の国際化（外国人教員・外国人留学生の受入、受入に伴う環境整備）
- イ 学生の海外留学の促進
- ウ 外国語教育の充実
- エ 外国における就業力の育成、外国人留学生の日本での就職支援
- オ 海外大学等との連携
- カ 大学等の所在する地域の地方自治体・企業・地域住民等のグローバル化への貢献（例：地域住民と外国人留学生の交流、外国人留学生の企業インターンシップ、地方自治体・企業のグローバル化戦略の立案への助言 等）

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 「国際化ビジョン」に該当する文書

評価項目

1. グローバル環境の整備

- ① (ア) 国際化の推進のための全学的な体制（例：国際交流委員会）、(イ) 国際化の企画・実施を担う常設の担当部署（例：国際室）を整備していますか。
- | | |
|------------------|----------|
| 1 いずれも整備している。 | 1点（1点） |
| 2 いずれかのみを整備している。 | 0点（0点） |
| 3 いずれも整備していない。 | -3点（-2点） |

要件等： (ア)「国際化の推進のための全学的な体制」とは、学内規定に基づき、全学的な国際化の推進に関する方針の企画立案・実施を目的として設置された組織であって、次の(i)～(iv)のすべてを満たすものとする。

- (i) 構成員として、少なくとも、(a)学長又は副学長・理事に相当する職、(b)全学部長（短期大学・高等専門学校にあつては学科長等、学科の校務をつかさどる立場にある者）及び(c)専門的な支援スタッフを含むこと。なお、「専門的な支援スタッフ」とは、国際化の推進について広い見識のある者で、教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない。

- (ii) 「基礎要件」ア～カの3つ以上の内容を含む業務を担当するものであること。
(iii) 特定の学部等・研究科を対象としたものではないこと。

(iv) 平成29年4月1日～平成30年9月30日の間に開催実績があることが、会議資料・議事録など何らかの文書により客観的に確認できること。

なお、複数の組織が当該業務を分担している場合には、(i)については、いずれか一つの組織が要件を満たすことを要し、(ii)については、各組織が担当する業務の合計数がア～カの3つ以上の内容を含むことを要し、

(iii) (iv)については、各組織が要件を満たすことを要する。

(イ) 「国際化の企画・実施を担う常設の担当部署」とは、全学的な国際化の推進に関する企画立案・実施を主たる目的として、専任教員又は専任職員が配置された事務組織であって、上記の(ii)、(iii)を満たすとともに、組織規程等でその業務について確認できるものとする。法人に設置している場合であっても、大学等の国際化推進を担う部署であれば該当する。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者。なお、法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の国際化の業務に携わっていることが明らかであること。「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

② セメスター制（三学期制又は四学期制）を採用していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 採用している。 | 3点 |
| 2 採用していない。 | 0点 |

要件等： 平成30年度のカリキュラムについて実施していること。

「1」に該当するものは、全学部等で採用している場合だけでなく一部の学部等で採用している場合も可とする。

本設問においては、二学期制は該当せず、三学期制又は四学期制でのセメスター制の開講を原則とするが、授業運営上、一部に通年で開講する科目（ゼミ等）等がある場合についても、「1」に該当する。

基準時点： 平成30年度カリキュラム

用語解説： 「セメスター制」とは、学年を複数の学期に分け、学期ごとに授業を完結させる制度のことを指す。

根拠資料： シラバス、時間割表等

③ 秋入学実施など入学時期の弾力化を行っていますか。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1 全学部等・研究科で行っている。 | 3点(2点) |
| 2 一部の学部等・研究科で行っている。 | 1点(1点) |
| 3 行っていない。 | 0点(0点) |

要件等： 平成30年度入学試験について、4月以外の時期に入学者を受け入れる制度を設けており、実際に4月以外の時期に学生を募集していること。
外国人留学生のみを対象とする場合も該当する。

根拠資料： 募集要項等

④ シラバスの外国語化とホームページでの公表を行っていますか。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 外国語化を行い、ホームページで公表している。 | 4点 |
| 2 外国語化は行っているがホームページでは公表していない。 | 2点 |
| 3 行っていない。 | 0点 |

要件等： 平成30年度に使用するシラバスについて実施していること。
シラバスの外国語化は、少なくとも外国人留学生を募集しているすべての学部等及び本年度5月1日時点で外国人留学生が在籍しているすべての学部等で行っていること（ただし、募集停止学部等及び通信教育部を除く）。

基準時点： ホームページの公表：平成30年9月30日現在

根拠資料： シラバス、ホームページの公表内容が分かる資料等

⑤ グローバル化対応のためのSD（他大学等との共催で実施するSDや海外の大学での研修を含む。）に係る実施方針・計画を全学的に策定し、実施していますか。

- | | |
|------------|--------|
| 1 実施している。 | 2点(3点) |
| 2 実施していない。 | 0点(0点) |

要件等： この設問における「グローバル化対応のためのSD」とは、グローバル化対応のための教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための取組のことをいう。ただし、FDに該当するものは除く。この場合の、「教職員」には、事務職員のほか、専任教員等や学長等の大学執行部を含める。

本設問においては、管理職、特定の部署や新入職員のみ等、一部の教職員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

SDの実施方針・計画は基準時点にかかるものであること。

国内実施の場合については、SDの主體的な実施が必要であり、外部団体等が実施する研修への教職員派遣は含まない。他の大学等との合同の場合は、研修を主催又は共催（企画・運営に主體的に関わっていること）が必要となる。

基準時点： 平成29年4月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 実施方針・計画、SDの開催案内、研修資料、開催記録等

- ⑥ 日本における就職を希望する外国人留学生の支援のために、以下の取組を実施していますか。
- ア 外国人留学生を対象とした就職説明会
 - イ 外国人留学生を対象としたインターンシップ
 - ウ 外国人留学生向けの就職相談窓口の設置又は就職相談窓口への外国人留学生担当者の配置
 - エ 外国人留学生向けの求人情報の提供
- | | |
|----------------|-----|
| 1 全て実施している。 | 4 点 |
| 2 3つ実施している。 | 3 点 |
| 3 2つ実施している。 | 2 点 |
| 4 1つ実施している。 | 1 点 |
| 5 いずれも実施していない。 | 0 点 |

要件等： 上記の取組ア～エのいずれについても、外国人留学生を主たる対象としたものに限る（外国人留学生・日本人学生を全く区別せずに行っている取組は除く）。また、大学等が実施主体となるもの。

ア、イ、エについては、体制整備、または募集等を行っているのみならず、基準時点内にそれぞれ実施が確認できることを要件とする。

基準時点： 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 就職支援活動の内容が確認できる書類等

- ⑦ 外国人留学生の人的ネットワーク構築のために以下の取組を実施していますか。
- ア 卒業後の交流支援の取組（留学生OB・OGの同窓会や情報ネットワークサービスの提供、専用広報誌の発刊等）
 - イ 他大学等を含めた在学中の外国人留学生同士の交流会の実施
 - ウ 在学中に日本人学生と交流するためのスペースの設置
 - エ 在学中に日本人学生と交流するイベントの複数回実施
- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 全て実施している。 | 3 点 |
| 2 アを含む2つ以上を実施している。 | 2 点 |
| 3 アのみ実施又はイ～エのいずれかを実施している。 | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： アについては卒業した外国人留学生も対象として含む取組であること。

イ～エについては、主たる目的が国際交流であること。

イベント等については当該大学等が主催又は共催するものとし、他の団体等が提供するものに参加させるのみでは該当しない。

ウの交流するためのスペースは、常設のもののほか、定期的実施（週3日等）も該当するが、不定期に開催するものは含まない。また、国際交流を目的としない交流スペースは該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 規程、案内文、交流スペースの概要がわかるもの、参加者名簿、同窓会名簿、開催記録等

⑧ 外国語により、大学等に関する以下の情報をホームページで公表していますか。

- ア アドミッション・ポリシー
- イ 入学者選抜の方法
- ウ 入学者選抜の実施状況
- エ 各学部等の教育課程
- オ 各学部等の学生数・教員数
- カ 卒業後の進路

- | | |
|------------------------|----|
| 1 全学部等で4つ以上公表している。 | 3点 |
| 2 半数以上の学部等で4つ以上公表している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれも該当しない。 | 0点 |

要件等： イ、ウについては、留学生を対象とする試験区分のみについての公表でも可とする。
外国語によるホームページの情報量は、日本語のページと同等の情報量でなくても該当するものとする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 基準時点のホームページの公表内容が分かる資料等

⑨ 外国人留学生の割合は以下のいずれに該当しますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 15%以上 | 4点 |
| 2 10%以上15%未満 | 3点 |
| 3 7.5%以上10%未満 | 2点 |
| 4 5%以上7.5%未満 | 1点 |
| 5 5%未満 | 0点 |

要件等： 「外国人留学生」とは次の i 及び ii が確認できる外国人留学生（正規課程の学生に限る。）をいう。

i 平成30年5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、平成30年5月1日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者。

ii 平成30年5月1日現在で、大学等の正規課程（学部等及び研究科）に在籍する者。ただし、次の a 又は b に該当する者は除く。

a 平成30年5月1日現在で、休学中の者の休学期間が継続して1年以上となることが明らかな者

b 平成30年5月1日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者

算出方法 外国人留学生の割合は、学部等と研究科の学生数の合計（平成30年度学生定員・現員調査票における現員数の合計。ただし通信教育部を除く。）に占める外国人留学生数の割合をいう。

基準時点： 平成 30 年 5 月 1 日現在

根拠資料： 外国人留学生名簿等

⑩ 外国人教員等の割合は以下のいずれに該当しますか。

1	15%以上	4点
2	10%以上15%未満	3点
3	7.5%以上10%未満	2点
4	5%以上7.5%未満	1点
5	5%未満	0点

要件等： 「外国人教員等の割合」とは、専任教員に占める外国人教員等の割合をいう。

専任教員とは、平成 30 年度大学等専任教員等・個人票（総括表）の専任教員等数の合計（補助金算定の基礎とならない専任教員等を含む）をいい、外国人教員等とは、専任教員のうち（ア）外国籍の者、又は（イ）国外の大学で学位を取得し、海外で教員又は研究員として通算 3 年以上教育研究に従事した（学生の身分である間は通算期間に含めない）日本国籍の者のいずれかに該当する者とする。

基準時点： 平成 30 年 5 月 1 日現在

根拠資料： 外国人教員等の名簿、履歴書等

2. 実践的語学力の習得

⑪ 外国語の到達目標として、TOEIC、TOEFL、IELTS、実用英語技能検定などの外部試験を用い、達成度の把握及びフォローアップの仕組みを構築していますか。

1	全学部等で実施している。	3点
2	半数以上の学部等で実施している。	2点
3	上記のいずれにも該当しない。	0点

要件等： 「外部試験」は、学外の団体が実施するものであれば実施主体を問わない。英語以外の外国語に関する試験も含む。

「到達目標」は一定の教育の成果としての到達する目標であり、受講要件の設定の場合は該当しない。

到達目標については、シラバス等で学生向けに明示していること。

「達成度の把握」については学生の試験結果等を大学等が把握するものとし、フォローアップは未達の学生に対する補習、課題の提示、再受験の促進などとする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： シラバス、到達目標が分かる書類、規程、学生便覧、学生への通知文等

⑫ 昨年度又は本年度に、外国語での教授法に関するFD（他大学等との共催で実施するFDや海外の大学での研修を含む。）を実施していますか。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 全学部等で実施している。 | 2点 |
| 2 半数以上の学部等で実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、各学部等の教員のうち、新入教員等、一部の教員を対象として実施している場合でも当該学部等において「実施している」に該当する。

国内実施の場合は、FDの主体的な実施が要件となるため、外部団体等が実施する研修への派遣は含まない。他の大学等と合同の場合は、研修を主催もしくは共催していること（企画・運営に主体的に関わっていること）が必要となる。

基準時点： 平成29年4月1日～平成30年9月30日

根拠資料： FDの開催案内、研修資料、開催記録等

⑬ 外国語のみによる授業科目を開講していますか。

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 全学部等で開講している。 | 3点（4点） |
| 2 半数以上の学部等で開講している。 | 2点（1点） |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点（0点） |

要件等： 平成30年度に外国語のみによる授業科目を開講していること。

この設問では、「外国語のみによる授業科目」を対象としているので、次のような場合は該当しない。

- ・外国語教育を主たる目的としているもの
 - ・一部日本語で解説を加えるもの
 - ・シラバスに「出来る限り外国語で授業を行う」と記載のあるもの
 - ・シラバスに「基本的に外国語で授業を行う」と記載のあるもの
- 外国人留学生のみを対象とした授業科目は該当しない。

基準時点： 平成30年度開講科目（ウェブシラバス等の場合：平成30年9月30日現在）

根拠資料： シラバス等

⑭ 外国語のみによる授業科目のみの履修で卒業又は課程を修了することができますか。

- | | |
|-----------------|----|
| 1 卒業又は課程を修了できる。 | 5点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 平成30年度に当該履修形態があること。

この設問では、「外国語のみによる授業科目」を対象としているので、次のような場合は該当しない。

- ・一部日本語で解説を加えるもの
- ・シラバスに「出来る限り外国語で授業を行う」と記載のあるもの
- ・シラバスに「基本的に外国語で授業を行う」と記載のあるもの

外国人留学生のみを対象とした履修形態は該当しない。

一部の学部等・研究科の一部の学科やコース等で行っている場合も該当する。

基準時点：平成30年度履修形態

根拠資料：履修要綱、シラバス等

⑮ 外国語教育において、能力別クラス編成を実施していますか。

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 全学部等で実施している。 | 3点(4点) |
| 2 半数以上の学部等で実施している。 | 1点(3点) |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点(0点) |

要件等：平成30年度に使用するシラバス等において確認できること。

「能力別クラス編成」には、プレイメントテストの成績に基づき大学等がクラス編成をする場合のみが該当し、大学等が各クラスで必要とされる能力の目安を示し、学生がそれを参考にクラスを選択する場合は含まない。

基準時点：平成30年度シラバス等

根拠資料：シラバス、プレイメントテスト等

⑯ 外国語教育において、少人数クラス（1クラス20人以下）を実施していますか。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 全学部等で実施している。 | 3点 |
| 2 半数以上の学部等で実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等：平成30年度に使用するシラバス等において1クラス20名以下を原則とするクラス編成方針であることが確認できること。実績があるのみでは該当しない。

基準時点：平成30年度シラバス等

根拠資料：シラバス等

⑰ 外国語に関する外部試験について、以下のような単位認定制度・対策講座を実施していますか。

ア 複数の外部試験について設定した単位認定制度

イ 大学等が実施する対策講座

- | | |
|------------------|----|
| 1 2つ実施している。 | 3点 |
| 2 いずれか1つを実施している。 | 2点 |
| 3 いずれも実施していない。 | 0点 |

要件等：「外部試験」は、学外の団体が実施するものであれば実施主体を問わない。英語以外の外国語に関する試験も含む。

基準時点：単位認定制度の有無：平成30年9月30日現在

対策講座：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：単位認定制度・対策講座の内容が分かる資料等

- ⑱ 外国人留学生が生活するため、日本人学生との混在型学生寄宿舍の整備やレジデント・アシスタントの配置を行っていますか。
- | | |
|--|----|
| 1 日本人学生との混在型学生寄宿舍の整備及びレジデント・アシスタントを配置している。 | 3点 |
| 2 日本人学生との混在型学生寄宿舍を整備している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「混在型学生寄宿舍」は、第一義的に国際交流を目的として設置し、外国人留学生と日本人学生が共に生活することを前提とするものとする。

特定の学部等の学生のみならず、全学の学生が利用可能なものとする。ただし、複数のキャンパスを有する大学等においては、主たるキャンパスで学ぶ学生が利用可能なものであればよい。

「レジデント・アシスタント」とは、外国人留学生と共に生活しながら、外国人留学生の日常生活のサポートや交流促進の役割を担う日本人の学生スタッフとする。大学等においてレジデント・アシスタントの役割を定め、募集等を行っていること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 混在型学生寄宿舍の概要が分かる資料、レジデント・アシスタント募集要項等

3. 学生の留学促進

- ⑲ 日本人学生に対し、在学中の海外留学（海外の大学における単位取得を目的としたものに限る。）を必修化していますか。
- | | |
|---------------------|----|
| 1 全ての学部等で必修化している。 | 5点 |
| 2 半数以上の学部等で必修化している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 平成30年度に当該履修形態があること。

学部等のうち、一部の学科、コース等の学生のみ必修としている場合も、当該学部等が該当するものとする。

基準時点： 平成30年度履修形態

根拠資料： 募集要項、履修要綱、シラバス等

- ⑳ 海外でのインターンシップを実施していますか。
- | | |
|--------------------------|----|
| 1 正規課程における必修科目として実施している。 | 3点 |
| 2 正規課程における選択科目として実施している。 | 2点 |
| 3 正規課程外において実施している。 | 1点 |
| 4 実施していない。 | 0点 |

要件等： 大学等を介して海外でのインターンシップが実施されていること。

実施期間は問わないが、履修登録、募集等のみでなく実施が確認できること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：シラバス、募集要項、協定書、参加者名簿、実施内容（受入先名、期間等）が分かる資料等

⑳ 海外の大学へ留学した学生の割合が以下のいずれかに該当しますか。

1	25%以上	5点
2	20%以上25%未満	4点
3	15%以上20%未満	3点
4	10%以上15%未満	2点
5	5%以上10%未満	1点
6	5%未満	0点

要件等：「海外大学へ留学」とは、海外の大学における学位取得を目的とした教育又は研究等のほか、学位取得を目的としなくても単位取得が可能な学習活動や、異文化体験・語学の実地習得、研究指導を受ける活動等をいい、大学等間の協定等に基づかない留学も含む。

実施期間は問わない。

算出方法：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に海外大学へ留学した学生数の合計を全学生数の合計（学生定員・現員調査票における現員数の合計。ただし通信教育部を除く。）で除して算出するものとする。

基準時点：留学者数：平成29年4月1日～平成30年3月31日

学生総数：平成29年5月1日現在

根拠資料：留学者・留学先・留学期間等が分かる一覧等

4. 海外大学との交流等

㉑ 海外の大学と単位互換に係る大学間交流協定等を締結し、学生を派遣していますか。

1	協定等を締結し、学生の派遣実績がある。	2点
2	上記に該当しない。	0点

要件等：本設問における「単位互換」は、「大学等が相互に他大学の学生の聴講を認め、学生が教育研究上の必要から在学以外に他の大学等の授業に出席し、所定の試験への合格などにより一定の学修を修めたことを確認した上で、その結果を在学における単位として認定するもの」を指すこととする。

「派遣実績」とは、平成29年9月1日から平成30年9月30日の間に半年又は半期以上の派遣実績があることとする。

学部等間又は研究科間レベルの協定であっても、海外の大学との間に「単位互換に係る大学間交流協定」を締結している場合は、該当するものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、派遣が確認できる資料等

- ⑳ 海外の大学とダブル・ディグリーもしくはジョイント・ディグリープログラムを開設し、学生を派遣していますか。
- | | |
|------------------------|----|
| 1 該当課程を開設し、学生の派遣実績がある。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 「派遣実績」とは、平成29年9月1日から平成30年9月30日の間に半年又は半期以上の派遣実績があることとする。この設問における「ダブル・ディグリー」とは複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。「ジョイント・ディグリー」とは連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。

学部等間又は研究科間レベルの協定であっても、海外の大学との間に該当課程を開設している場合は、該当するものとする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、派遣が確認できる資料等

- ㉑ 昨年度の学術論文の国際共著率は以下のいずれに該当しますか。
- | | |
|------------------|----|
| 1 20%以上 | 5点 |
| 2 15%以上 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 基準期間内の学術論文数における国際共著論文の割合とする。この場合、国際共著論文とは、海外の大学等の教員等と当該大学等の教員等の共著論文とする。ただし、当該大学等における年間の査読付きの論文数が、当該年度5月1日時点の専任教員の数を上回ること。

本設問における学術論文については、論文集、学術雑誌、学会機関誌、研究報告、紀要等に学術論文として発表した査読付き論文とする。

基準時点： 平成29年度（専任教員数については平成29年5月1日時点）

根拠資料： 論文、論文数をまとめた資料等

- ㉒ 海外の大学と教員又は研究者の人事交流に関する大学間交流協定等を締結していますか。
- | | |
|---|--------|
| 1 締結しており、かつ、昨年度又は本年度に、半年又は半期以上の交流実績がある。 | 5点（3点） |
| 2 締結しており、かつ、昨年度又は本年度に、半年又は半期未満の交流実績がある。 | 3点（2点） |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点（0点） |

要件等： 本設問の「人事交流」とは、一定の期間、教員又は研究員等の身分で当該大学等の教員を協定先の大学等に送り出す、及び協定先の大学等の教員を当該大学等に教員又は

研究員等の身分で迎え入れることを指し、発令等を伴わずに単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。交流中の身分の常勤・非常勤の別は問わない。

人事交流に関する協定等が締結されており、教育研究目的で実際に教員の派遣又は受入が行われていること。

なお、当該協定等は、相互に派遣・受入の両方ができる内容であることを必要とするが、「交流実績」については、基準時点内に派遣又は受入のどちらか一方があれば該当するものとする。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

基準時点： 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、派遣・受入が確認できる資料等

⑳ 海外における活動拠点（教育研究を行うためのサテライトオフィスを含む）を設置していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 設置している。 | 3 点 |
| 2 設置していない。 | 0 点 |

要件等： この設問における「活動拠点」とは、大学等が海外において実施する現地大学との交流活動や共同で行う教育研究、外国人留学生の募集、教員若しくは研究者の招へい、又は教育事情の情報収集等を目的として設置する事務所等の施設をいう。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 規程、活動拠点及びその活動内容が確認できる資料等